



ごみ処理量推移のお知らせ

ごみ処理量の推移 (単位: t)

	11月	12月	1月	
可燃ごみ	966	1015	926	
内訳	収集	494	511	491
	直接搬入	315	331	270
	下水汚泥ほか	157	173	165
資源ごみ	87	109	69	

ごみを適正に処分しましょう

年度末になり、引越しなどで家庭から多くのごみが出されることが予想されます。適正な分別・処分をお願いします。

家電製品を処分する場合は、無許可の不用品回収業者には絶対に渡さないでください。無許可の不用品回収業者に引き渡された廃家電の多くが、不法投棄されたり、不適正に処理されることで、国内外での環境汚染に

つながっています。特に、家電リサイクル法の対象品は法律に基づいたりリサイクルが義務付けられています。

○家電リサイクル法対象品の処分方法

テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、家電リサイクル法の対象となっています。次のように処分してください。

【買い替えの場合】新しく家電製品を購入する店に、引取りを依頼してください。

【処分するだけの場合】その家電製品を購入した店に、引取りを依頼してください。

【購入した店が無くなった場合】引越し等で遠方になった場合、郵便局で所定のリサイクル料金を振り込んだ後、家電リサイクル券を受け取り、処分する家電製品と一緒に北部クリーンセンターへ持ち込んでください。

郡上北部クリーンセンターにおいて、別途、処理料金が10kgあたり300円必要となります。

問 環境水道部水道環境課
67・18333

水道・下水道の届出をお忘れなく

引越しのシーズンです。

水道を使い始めるとき(開栓)、使わなくなるとき(休栓)は、必ず届出をお願いします。

【開栓】土日祝日の開栓はお受けできません。余裕をもった届出をお願いします。

【休栓】届出を忘れるといつまでも上下水道使用料がかかってしまいます。

手続きは、水道総務課、もしくはお近くの振興事務所までお越しください。なお、開栓手数料・休栓手数料として550円が必要となります。

問 環境水道部水道総務課
67・1129

飼い犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに

犬を飼う場合は、狂犬病予防法により、生後91日以上の犬は登録し、鑑札をつけておくことが義務付けられています。

登録の受付は、環境水道部環境課、各振興事務所、動物病院で行っています。未登録の人は必ず手続きをください。

●狂犬病予防注射を年に1回受けてください

飼い犬にしっかりと予防注射を受けさせることで犬を狂犬病から守ることはもちろん、飼い主自身や家族、近所の住人やほかの動物への感染を防止できま

す。狂犬病予防注射は、集合注射、または動物病院で必ず接種してください。

●令和4年度 狂犬病予防集合注射を実施します

令和4年度狂犬病予防の集合注射を次のとおり実施します。

市で登録されている犬の飼い主には、詳しい日程を記入した通知がぎを送付しますのでご確認ください。また、市のホームページでもご覧いただけます。

【料金】

【登録済みの場合】 3200円

(注射料金)

【新規登録の場合】 6200円

(注射料金+新規登録料)

※料金は、お釣りがいらぬようにご協力をお願いします。

【日程】

八幡 4月7日(木)

12日(火)

14日(木)

19日(火)

美並 4月21日(木)

明宝 5月10日(火)

和良 5月12日(木)

大和 5月17日(火)

高鷲 5月19日(木)

白鳥 5月24日(火)

26日(木)

問 環境水道部水道環境課
67・18333

電源立地地域対策交付金を活用して整備しました

市では、令和3年度電源立地地域対策交付金事業を活用し、美並町上田地内の市道木尾本線の側溝及び擁壁の一部改良工事(延長34.5m)を行いました。電源立地地域対策交付金は、発電用施設を設置する地元の理解促進等を図ることを目的に、立地地域や周辺地域で行う公共施設整備事業などに対して交付されるものです。

